

議案参考資料 ①

(議案第10号)

【平成20年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会】

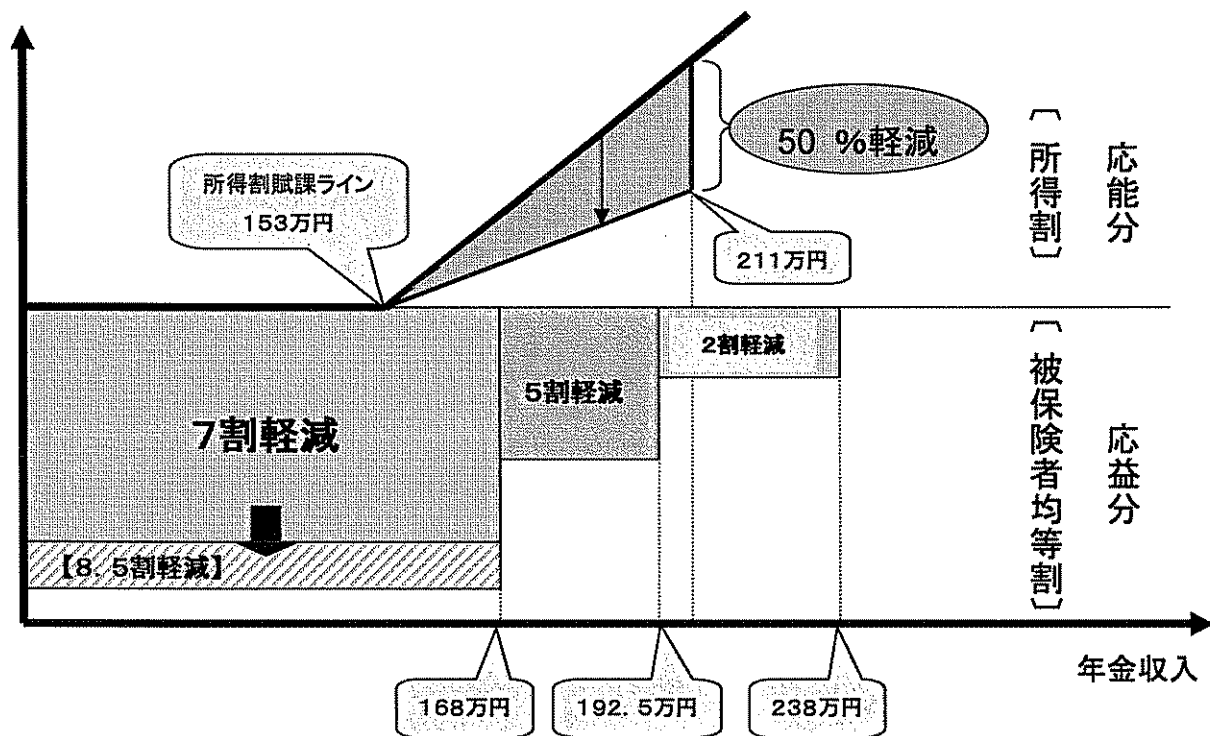
議案第10号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等
<p>【趣旨】</p> <p>平成20年度において所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額及び所得割額の軽減対策等が国において決定され、その実施を図るため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 所得割額の軽減</p> <p>所得の低い者（保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額が58万円以下の者）に対し、その所得割額の半分を控除する。具体的には年金収入153万円以上211万円以下の者について、その所得割額の2分の1を軽減する。</p> <p>(2) 被保険者均等割額の軽減</p> <p>7割軽減に該当する被保険者に対し、その被保険者均等割額（7割軽減後の年額12,750円）を半分（年額6,300円）とする。</p> <p>(3) その他</p> <p>減額後の保険料賦課額から、これまでの3期分（4月、6月、8月）に係る保険料を減じた場合、その減じた額が500円未満については免除する。</p>	
施行日	公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
<p>【その他参考事項】</p>	

平成20年度の軽減対策

- ① 20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる（8.5割軽減）。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）については、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。

年金収入でみた軽減イメージ【夫婦世帯の例(妻の年金収入135万円以下の場合)】



※ 軽減措置の対象者数及び軽減額の見込み

① 均等割の軽減

対象者数	7割軽減の 均等割額の総額 (A)	8.5割軽減の 均等割額の総額 (B)	軽減額 (A-B)
144千人	1,828,991千円	903,592千円	925,399千円

② 所得割の軽減

対象者数	軽減前所得割額 の総額 (A)	軽減額 (A×50%)
39千人	863,633千円	431,816千円

③ 均等割・所得割の軽減額合計 1,357,215千円

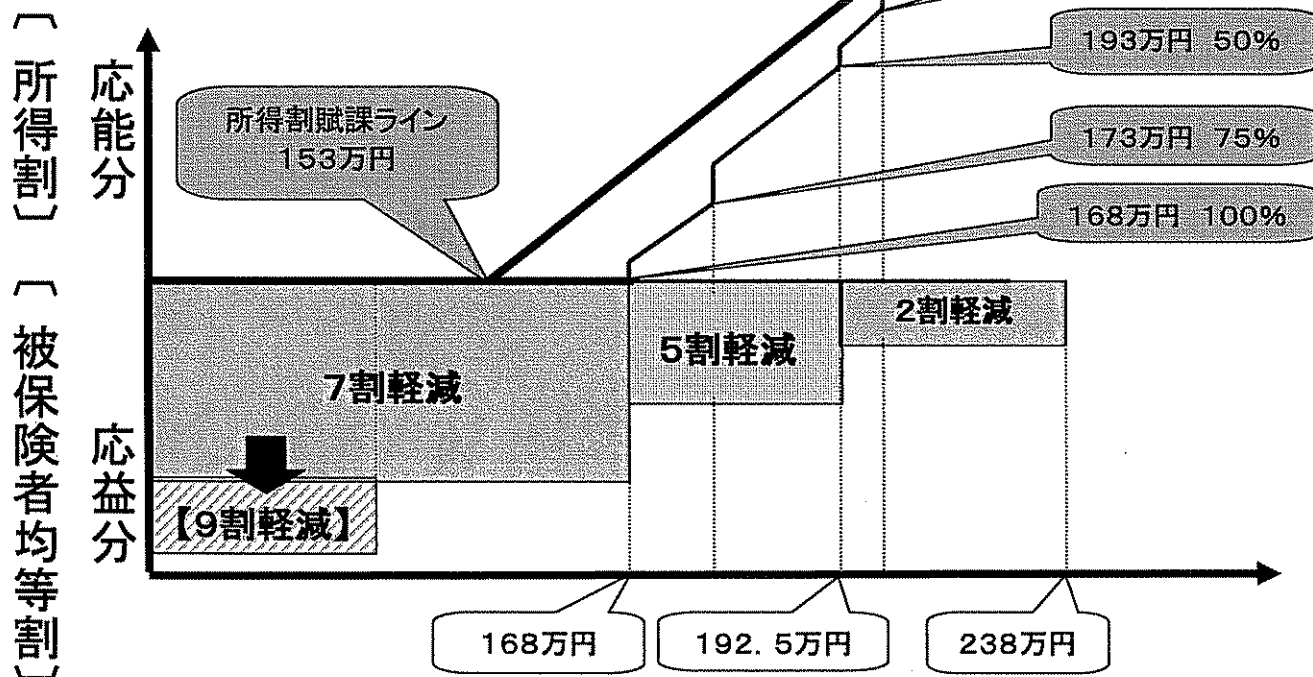
〈参考〉

平成21年度の対応

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）について、所得割額を50%程度（※所得に応じて軽減率を替えることも検討）軽減する措置を講じる。
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細やかな相談を行える体制を整備する。

年金収入でみた軽減イメージ

【夫婦世帯の例(妻の年金収入135万円以下の場合)】



埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 第1条～第6条 (略)</p> <p>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条、第15条又は附則第8条」とする。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p>	<p>附 則 第1条～第6条 (略)</p> <p>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条若しくは附則第12条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」とする。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p>

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第10条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数があると
きは、当該端数を切り捨てる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に3を乗じて得た額とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第12条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して課する前2条の規定により算定した保険料の賦課額(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第13条の規定により月割をもって算定した額)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、施行令附則第12条第3項の規定により徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第13条の規定に準じて月割をもって算定した額)を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満であるときは、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は、前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の</u> <u>埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の</u> <u>規定は、平成20年4月1日から適用する。</u></p>
--	---